

神奈川県立学校に設置する学校運営協議会の運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「設置規則」という。）第12条の規定に基づき、神奈川県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「対象学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、設置規則第2条の規定に基づく協議会を設置するときは、当該対象学校に対し設置通知書（第1号様式）を交付する。

(学校運営協議会の名称)

第3条 協議会の名称は、「当該対象学校名等を冠した学校運営協議会」を基本とする。

(基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長（以下「校長」という。）は、設置規則第3条第1項に規定する事項について協議会の承認が得られるよう、既存の資料の活用のほか、校長の方針を分かりやすくまとめた資料を作成するなどにより、説明に努める。

2 協議会の承認が得られないときは、校長は、協議会から聴取した基本的な方針についての意見を高校教育課長（特別支援学校の校長にあつては特別支援教育課長。以下「所管課長」という。）に報告するとともに、所管課長と協議の上、必要な場合は基本的な方針に修正を加えるなど、承認が得られるよう努める。

(意見の申し出)

第5条 設置規則第4条の規定による協議会からの意見の申し出は、校長を経由して、所管課長に対し書面を提出することにより行う。

2 前項の規定により提出された意見の内容に係る事務を所管する所属は、当該意見に対し、校長を経由して、協議会に対し書面により回答する。

3 設置規則第4条第2項に規定する職員の任用に関して別に定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、特定の個人に関する意見を除く。

(1) 学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見

(2) 学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見

(委員の委嘱等)

第6条 設置規則第5条第1項及び第2項の規定に基づき、協議会の委員（以下「委員」という。）を推薦する校長は、学校運営協議会委員推薦書（第2号様式）を教育委員会に提出する。

2 教育委員会は、前項の規定により推薦された者を委嘱又は任命するときは、委員に対し委嘱（任命）状（第3号様式）を交付する。

3 校長は、委員の選考に当たり、その一部を公募することができる。

- 4 委員の公募に当たっては、県職員、県議会議員、県の附属機関の委員の構成員である者については、募集の対象から除くこととし、募集案内等にその旨を明記する。
- 5 委員の公募の手続きについては、附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱の運用で定める「公募構成員募集要領」及び「公募構成員選考要領」を参考にして、所要の規程を定める。
- 6 委員の公募にかかる募集については、県民に対する十分な周知期間を確保するとともに、募集案内を学校のホームページに掲載するほか、広報誌への掲載等、効果的な方法により周知に努める。
- 7 委員を公募したときに応募者がなかった場合、又は応募者が募集定員に満たなかった場合、若しくは選考の結果、適任者を選任できなかった場合については、公募によらず委員を選考することができる。

(委員の辞職又は辞任等)

第7条 校長を除き、委員が任期の途中で辞職又は辞任しようとするときは、辞職(辞任)願(第4号様式)により校長を経由して教育委員会に申し出る。

- 2 教育委員会は、前項に規定する申し出を受理し委嘱を解こうとするときは、解嘱(解任)状(第5号様式)により校長を経由して委員に交付する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、法令等で特別に定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(会議の運営)

第9条 協議会の会議は、年度ごとに3回から5回の範囲において計画的に開催する。

- 2 協議会の会議は、当該対象学校の学校運営等について協議する場であることから、運営に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 協議会において協議を行う場合は、「審議」及び「諮問」等の表現を用いない。
- (2) 協議の事項を取りまとめた結果や教育委員会に対して意見を申し出る場合については、「答申」及び「建議」等の表現を用いない。

- 3 協議会は、法令等及び教育委員会が定める規則とその設置目的に反しない範囲において、当該対象学校の協議会の運営に関し必要な事項を定めることができる。

(部会の設置、運営)

第10条 協議会は次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 学校評価部会 県立学校における学校評価及びその結果の公表、学校評価に基づく学校運営の改善の実施(学校評価システム)において、当該対象学校の生徒の保護者

その他の学校関係者による評価（学校関係者評価）を行う部会

(2) 学校設置部会 前号に定める部会のほか、学校運営や教育活動の改善及び充実、又は学校と地域との協働の推進に資する取組を行うことを目的としたもので、協議会が認めた部会

- 2 学校評価部会及び学校設置部会に属する委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。
- 3 学校評価部会は、会長が指名する委員のほか、当該学校の教職員以外の者で当該学校と関係のある者（保護者、地域住民、接続する校種の教職員など）をもって構成するものとし、人数は5名から8名程度とする。なお、必要に応じて、当該の学校に直接かかわりをもたない専門家等を構成員の一部とすることができる。
- 4 学校設置部会は、会長が指名する委員のほか、当該学校の教職員及び委員以外の者を構成員とすることができるものとし、人数の制限を設けない。
- 5 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により選出する。
- 6 部会長が会議を招集し、議事を掌る。部会長に事故があるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を行う。
- 7 部会長及び副部会長が決定していないときは、対象学校の校長が招集し、運営することができる。
- 8 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。
（委員及び構成員でない者の出席）

第 11 条 協議会又は部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、教育委員会職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
（会議の非公開の決定）

第 12 条 協議会の会議の非公開の決定は、協議会の会長が当該会議に諮って行う。

- 2 協議会は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
（会議の公開）

第 13 条 協議会の会議の公開は、神奈川県情報公開条例（平成 12 年条例第 26 号。以下「情報公開条例」という。）第 25 条の規定を準用する。

- 2 協議会の会議の公開は、協議会の会長が会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- 3 協議会は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設ける。
- 4 協議会は、会議の傍聴者に会議資料を提供する。ただし、資料が高額、大量であるなどの理由により、会議資料を提供できない場合については、協議事項がわかる資料の提供に代えることができる。
- 5 協議会は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に

係る手続及び遵守事項をあらかじめ定めるよう努める。

(会議開催の周知)

第 14 条 校長は、会議の開催日について、学校のホームページ等の適切な方法により県民に対する周知に努める。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

(協議結果等の公表)

第 15 条 校長は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議の終了後、議事録を作成し、会議を公開した場合は、学校のホームページに議事録を掲載する。ただし、会議が非公開とされた場合において、議事録を掲載することにより会議の公正又は円滑な運営に支障があると判断される場合は、議事録に代えて議事の概要（以下「議事概要」という。）の掲載に代えることができる。なお、議事概要を掲載する場合は、その理由を明示する。

2 会議資料及び議事録等の公開に当たっては、情報公開条例第 5 条各号に該当する事項の取扱いに十分留意する。また、委員の個人情報（氏名、職業、地位、会議の出欠、会長等の別等）を公表する場合は、方法及び内容について、事前に本人の了承を得る。

(報酬)

第 16 条 委員の基本報酬は、知事が定める。

2 予算について、教育委員会に要望する場合は、学校運営協議会委員報酬額要望書（第 6 号様式）により要望する。

(指導及び助言)

第 17 条 所管課長は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずる。

2 所管課長及び校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努める。

(庶務)

第 18 条 協議会の庶務は、当該対象学校が行う。

(報告)

第 19 条 校長は、毎年度終了後、4 月末日までに学校運営協議会活動状況報告書（第 7 号様式）を所管課長に提出する。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。